

平成 31 年 3 月 22 日

海事局内航課

## 訪日外国人旅客呼び込みへ、旅客船事業の制度運用を弾力化 ～ 観光航路活性化に向けた「インバウンド船旅振興制度」の創設 ～

国土交通省海事局は、事業者の創意工夫による海事観光振興に資するため、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」を本年4月から創設します。この枠組により、旅客船事業における新規航路開設等の新サービス創出が期待され、いっそう魅力ある海事観光の実現に繋がります。

- 国土交通省では、「明日の日本を支える観光ビジョン」に位置づけられている、訪日外国人旅客数を「2020年に4,000万人」という政府目標の実現に向けて、インバウンド対応を主とした観光振興に向けた取組を強化しております。
- このため、2016年4月から3年間、「船旅活性化モデル地区」制度によって、観光利用に特化した航路の旅客船事業の制度運用を試験的に弾力化したところ、今般、その結果を踏まえ、2019年4月以降において、事業者の創意工夫による海事観光振興に資するため、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」を創設することといたしました。
- 同制度の概要は、以下の通りです。
  - ① 近年、インバウンド旅客の個人旅行(FIT)化が進展しているところ、旅客船事業においても、新たな観光航路の開設や需要の変動に対応した運航を柔軟に実行することで、FIT需要を効果的に取り込むことが望まれます。現行制度においては、柔軟な運航を前提とした事業形態(「人の運送をする不定期航路事業」:参考1参照)については、生活航路を運航する事業形態との関係から、運航する航路等に関し一定の枠組みが存在している状況です。
  - ② このような状況を踏まえ、今般、一定の条件を満たす観光航路につき、「人の運送をする不定期航路事業」において同一航路を年間30日間運航できるようになるとともに、「一般旅客定期航路事業」(参考1参照)において予約状況に応じた柔軟な航路変更ができるようになり、インバウンド等の観光需要に柔軟に対応した旅客船の運航が可能になります。
- これにより、新規航路開設等の新サービス創出がより柔軟に可能となることで、旅客船を活用した観光ルートの多様化や海事観光のバリエーションの豊富化、さらには観光を通じた地域活性化が期待されます。

**【問い合わせ先】**

海事局 内航課 旅客航路活性化推進室長 今元 (内線 43-451)  
課長補佐 稲田 (内線 43-411)  
業務係 畑山 (内線 43-423)  
電話 : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8622 FAX : 03-5253-1643

## (参考1) 旅客船事業制度の概要

- 一般旅客定期航路事業【許可：海上運送法第3条】

旅客船を使用し、特定の航路を一定のダイヤ通り運航する形態(フェリー、離島航路等)

- 旅客不定期航路事業【許可：海上運送法第21条】

旅客船を使用し、遊覧航路や貸切の形式で運航する形態(遊覧船等)

- 人の運送をする不定期航路事業【届出：海上運送法第20条第2項】

旅客船等を使用し、航路を定めずに運航する形態(イベント船、海上タクシー等)

※旅客船とは旅客定員13名以上の船舶をいいます。旅客定員13名未満の小さな船舶を使用して運航する事業は、人の運送をする不定期航路事業となります。

※人の運送をする不定期航路事業において、旅客船を使用して同一航路を運航する場合は、年間3日間の運航が可能です。

## (参考2) 「インバウンド船旅振興制度」の運用内容

### ① 不定期航路事業の制度運用の弾力化

- 人の運送をする不定期航路事業により旅客船を運航する場合は、既存の生活航路等への悪影響を防止する観点から、同一航路での運航日数に上限が存在します。近年の訪日外国人旅客の個人旅客化の傾向等を踏まえ、観光航路として一定の条件を満たす航路においては、人の運送をする不定期航路事業に係る運用の弾力化をすることで、同一航路を年間30日間まで運航することができるようになります。

- 一定の条件(対象航路)

- ①想定する利用者がもっぱらインバウンドをはじめとする観光客であること

- ②既存の生活航路の運航に影響を及ぼさないこと など

- 一定の条件(その他)

- ①関係自治体からの推薦書等を添付すること

- ②航路・運航日・運航時刻を公表すること

- ③運輸局による安全確認検査を受けること など

### ② 船舶運航計画の柔軟化

- 観光航路として一定の条件を満たす一般旅客定期航路において、基準をあらかじめ船舶運航計画に記載することで、予約状況により、観光航路部分について欠航や抜港することができるようになります。

- 一定の条件(対象航路)

- ①想定する利用者がもっぱらインバウンドをはじめとする観光客であること

- ②欠航または抜港する区間が指定区間でないこと など

- 一定の条件(その他)

- ①関係自治体からの同意書等を添付すること

- ②欠航または抜港の判断基準を旅客向けダイヤ情報に併記しておくこと など